



建物関係者及び工事従業者の皆様へ

届出書は、確実に提出してください

消防用設備等の設置工事に関する届出書について未提出事案が発生しております。次の届出書は、提出期限が消防法で定められていますので確実に消防署へご提出ください。

設置工事に関する届出書

①工事整備対象設備等着工届出書

根拠法令：消防法第17条の14

提出期限：工事に着手しようとする日の10日前まで

届出者：甲種消防設備士

◇工事の内容により届出が省略できる場合があります。

②消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書

根拠法令：消防法第17条の3の2

提出期限：工事が完了した日から4日以内

届出者：建物関係者

◇設置後に消防署の検査が必要となる点にご留意ください。

※このほかにも消防法及び横浜市火災予防条例に基づく届出があります。併せて、提出時期にご留意ください。

鶴見消防署 503-0119 神奈川消防署 316-0119 西消防署 313-0119

中消防署 251-0119 南消防署 253-0119 港南消防署 844-0119

保土ヶ谷消防署 342-0119 旭消防署 951-0119 磯子消防署 753-0119

金沢消防署 781-0119 港北消防署 546-0119 緑消防署 932-0119

青葉消防署 974-0119 都筑消防署 945-0119 戸塚消防署 881-0119

栄消防署 892-0119 泉消防署 801-0119 瀬谷消防署 362-0119

ご不明な点やご相談は、

最寄りの消防署までお問い合わせください。